



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 221 ●
在宅介護手当について

◆◆ 在宅介護手当について ◆◆

● 在宅介護手当とは

家庭において、寝たきりの高齢者などを介護している方に対して支給する手当です。
介護者を激励しその労に報いるとともに、町民の福祉増進に寄与することを目的としています。

● 対象者

黒潮町に住所があり、①～④のいずれかに該当する方を在宅において常時介護している方。

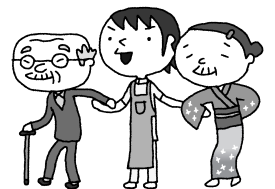
- ①介護保険法により**要介護4または5の認定を受けた方**
 - ②寝たきりの高齢者で、その状態が3カ月以上継続している方
 - ③障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令第15条の規定に基づく認定を得ている方で、寝たきりの方
 - ④認知症高齢者については、医師が認知症と認める方で「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」によるランクⅢ以上に相当し、その状態が3カ月以上継続している方
- ※①～④に該当する方および対象者（介護者）に町税などの滞納がある場合は、支給対象外です。
※②・③については「障害高齢者の日常生活自立度判定基準（寝たきり度）」のランクBまたはCに該当する方です。

● 手当の額

- 被介護者1人につき月額1万円とします。また、入院や施設入所（短期入所含む）などにより、在宅介護をした日数がひと月のうち5割以上の場合、その月は支給の対象になります。
- 被介護者が亡くなられた場合、その月のうち1日でも在宅介護の事実が確認できた時は支給の対象になります。
- 福祉用具購入費および住宅改修費に対する給付を除く介護給付費の総額が10万円未満の月については、1万円を増額します。

● 手続きの流れ（まず、受給資格の認定申請をします。認定決定後、支給申請が必要です。）

- ①在宅介護手当受給資格認定申請書の提出
支給を受けるためには、まず認定申請が必要です。申請に基づき、認定または却下の通知をします。
- ②在宅介護手当支給申請書の提出
認定された方へ申請月（下記参照、年2回）に町から申請書を送付します。
実際に介護をした期間を記入し提出してください。



● 支給申請・支給月について

期 別	期 間	申 請 月	支 給 月
前 期	4月分～9月分	10月	12月
後 期	10月分～3月分	3月～4月	5月

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116